

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年1月5日 08時00分ごろ
発生場所	青森県 ^{あじがきわ} 鱒ヶ沢町鱒ヶ沢漁港北方沖 鱒ヶ沢港北防波堤灯台から真方位346° 6.2海里付近 (概位 北緯40° 53.1′ 東経140° 10.7′)
事故の概要	漁船第八十八 ^{めいほう} 明豊丸は、底建網の揚網作業中、甲板員が巻揚げ用の網とたつとの間に右手を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	平成30年1月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十八明豊丸、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	AM2-5637、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、やりいかの底建網漁の目的で鱒ヶ沢漁港北方沖の漁場に向けて同港を出港した。</p> <p>本船は、漁場に到着後、船首を西方に向けて主機を中立運転とし、船長が、操縦席で操業の指揮を執り、甲板員Aを後部甲板に、他の甲板員を前部甲板にそれぞれ配置し、網を引き揚げ始めた。</p> <p>甲板員Aは、やりいかが入る胴網の入口側にある手網部に取り付けられた巻揚げ用の網（以下「本件網」という。）を握り、ステンレス製のたつに巻き付けようとした際、本船が船首方から波高約2～3mの大きな波を受けて船体が動揺し、右手の中指及び環指を本件網とたつとの間に挟まれた。</p> <p>本船は、船長が、甲板員Aの叫び声を聞いて甲板員Aが負傷したことに気付き、船長の自宅へ携帯電話で連絡し、所属の漁業協同組合を通じて鱒ヶ沢漁港への救急車の要請を依頼し、すぐに帰港した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、右手中指圧挫傷、右手環指末節骨折と診断された。</p> <p>船長及び甲板員Aは、これまでも大きな波が来ることがあったものの、大きな波を受ける際は、船の固定部にしっかり^{つか}掴まっていた。</p> <p>船長は、ふだん甲板員全員に対して安全な作業について指導していた。</p>

	<p>船長は、本事故当日の朝、テレビ等で気象情報を入手していたが、 <small>なぎ</small> 凧になる予報であり、注意報等も発表されていなかった。</p> <p>甲板員Aは、定置網漁の経験が約23年あった。</p> <p>甲板員Aは、カッパの上下、ゴム手袋及び救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、鰹ヶ沢漁港北方沖で底建網の揚網作業中、甲板員Aが、本件網を手で握ってたつに巻き付けようとしていた際、船首方から波高約2～3mの波を受けて船体が動揺したことから、本件網とたつとの間に右手の中指及び環指を挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鰹ヶ沢漁港北方沖で底建網の揚網作業中、甲板員Aが、本件網を手で握ってたつに巻き付けようとしていた際、船首方から波高約2～3mの波を受けて船体が動揺したため、本件網とたつとの間に右手の中指及び環指を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揚網作業中は、波浪が低い状況であっても、突然発生する波高の高い波による船体動揺に注意を払うこと。